

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第八号の四中「安芸太田町」を「熊野町及び安芸太田町」に、「海田町、熊野町」を「海田町」に改め、同表の第十一号の四(15)中「附則第二項第一号及び第二号」を「附則第二項」に改め、同号中(15)を(25)とし、(25)の前に次のように加える。

- (20) 法第五十条の規定による報告の徴取（この号に掲げる事務に係るものに限る。）
(21) 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する許可の取消し等の処分（(4)法第五条第三項において準用する場合に限る。）及び(10)に規定する条件の付加並びに(8)及び(12)に規定する許可に係るものに限る。）

- (22) 法第五十一条第二項の規定による命令書の交付

- (23) 法第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置

- (24) 法第五十一条第四項の規定による原状回復等の措置に係る費用の徴収

第二条の表の第十一号の四(13)及び(14)を削り、同号(12)中「第八十二条第五項」を「第四十九条第五項」に、「(10)」を「(17)」に改め、同号(12)を同号(19)とし、同号(11)中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に、「(10)」を「(17)」に改め、同号中(11)を(18)とし、(18)の前に次のように加える。

- (17) 法第四十九条第一項の規定による立入調査（(1)、(2)、(8)、(12)及び(14)に規定する許可、(6)に規定する勧告、(7)に規定する許可の取消し、(11)及び(13)に規定する協議並びに(21)に規定する処分に係るものに限る。）

第二条の表の第十一号の四(10)を削り、同号(9)中「第二十条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同号(9)を同号(16)とし、同号(8)中「第二十条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同号(8)を同号(15)とし、同号(7)中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号中(7)を(14)とし、(14)の前に次のように加える。

- (13) 法第五条第四項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に係る

協議

第二条の表の第十一号の四(6)中「転用」の下に「のための権利移動」を加え、同号中(6)

を(12)とし、(12)の前に次のように加える。

(11) 法第四条第五項の規定による農地の転用に係る協議

第二条の表の第十一号の四(5)を同号(10)とし、同号(4)中「法第五条第三項」を「同条第六項並びに法第五条第三項及び第五項」に改め、同号中(4)を(9)とし、(3)を(8)とし、(8)の前に次のように加える。

(5) 法第三条第六項の規定による条件の付加及び報告の徴収

(6) 法第三条の二第二項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可を受けた者に対する勧告

(7) 法第三条の二第二項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し
第二条の表の第十一号の四(2)中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同号中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第三条第三項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可

(3) 法第三条第四項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可をしようとする旨の通知

第二条の表の第十一号の四中「(世羅町を除く。)」を削り、同表の第十四号の二(1)中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「法第十三条第五項」を「同条第五項」に改め、同号(2)中「第十三条第六項」を「第二十条第六項」に改め、同号(3)中「第十三条第七項」を「第二十条第七項」に改め、同号(4)中「第十三条第八項」を「第二十条第八項」に改め、同号(5)中「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に、「法第十四条第五項」を「同条第五項」に改め、同号(6)中「第十四条第六項」を「第二十一条第六項」に改め、同号(7)中「第十四条第七項」を「第二十一条第七項」に改め、同号(8)中「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同号(9)中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号(10)中「第二十七条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同号(11)中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号(12)中「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表の第十二号の四(3)中「第十五条の二第六項」の下に「(同条第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第十五条の二第七項の規定による開発行為に係る協議

第二条の表の第二十四号の四中「、熊野町」を削り、同表の第三十三号の三中「尾道市」の下に「、福山市」を加え、同表の第三十五号中「第十一号の四(14)」を「第十一号の四(7)及び(2)」に、「第十九号の四(4)」を「第十九号の四(5)」に改める。

第三条の表の第二十六号中「、熊野町」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の第十四号の二の改正規定は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。